

生徒守則（校則）

ぎふ国際高等学校（以下、「本校」という）に在学する生徒は、年齢を問わず生徒としての本分を全うする義務を負い、豊かな知性・品性・感性をかん養し、良識ある社会人になるために不断の努力を重ねなければならない。以下に、その遵守すべき項目を列挙するので、精読の上、理解し心掛けて行動すること。

I. 本校生徒としての、基本的な行動規範

- ① 本校生徒の本分の第一は、将来に向けた自己実現と自立を目指して勉学に精励することである。
- ② 第二に、社会に出ても通用する常識・規範意識・コミュニケーション能力等の人間的素養を、学校生活を通じて醸成することである。
- ③ 第三に、ほとんどの生徒が過去に不登校等の体験をしてきていることを踏まえ、周囲の生徒に対して心を傷つけたり、不安や恐怖などを与えるような言動を行ってはならない。人に優しく思いやりのある豊かな人間性を身に付けることが重要である。
- ④ 以上のことを追求するため、本校では以下のような規則を定める事により、学校秩序を守り、安心で安全な環境で学習及び集団生活を送ることができるという校風を厳守する。
- ⑤ なお、以下に定める守則（ⅡからⅧまで）は毎年一度以上、生徒会と保護者会評議委員会に諮るものとする。

Ⅱ. 学校生活上の遵守事項

- ① 生徒証は身分を保証するものであるとともに、玄関の電子キーを解除させる役目もあるので、常に携帯すること。なお、生徒証を紛失した時は直ちに申し出ること。また、生徒証の貸借、改ざん・落書きやシール貼りなどはしない。
- ② 所持品や貴重品については自己管理とする。
- ③ 教育活動中は、個人が所有するタブレット、スマートフォン、携帯電話、ゲーム機、音楽プレイヤーなどの電子機器は電源を切るか、マナーモードにしてカバンにしまうこと。
- ④ 座学での授業中は、机の上には学習活動に必要なものだけにし、ペットボトルや水筒などはカバンにしまうこと。ただし、事情がある場合は、担任または教科担当者に申し出ること。
- ⑤ 足の怪我や階段での移動が困難となる事情等がある場合は、あらかじめ担任に申し出て、エレベータの使用許可を得ること。

Ⅲ. 服装について

本校の制服を正しく着用すること。制服とは、本校指定のブレザー、ズボンやスカート、ネクタイやリボン、白色のカッターシャツまたはブラウスからなる服装とする。シャツは本校推奨または市販のもので、白色のボタンダウンシャツも認める。シャツのボタンは第二ボタンまではすべて止め、裾はズボン・スカートに入れること。男子はブレザーとネクタイとズボンのみ着用とするが、女子はブレザーとリボンかネクタイを着用し、スカートに関しては2種類の柄物から選べ、ズボンを選択することもできる。

- ① 制服は変形させてはならない。ブレザーのボタンは、着席時以外は1個はとめておくこと。また、スカートのウエスト部分を故意に折り曲げたり、裾を切ったりしてスカートの丈を極端に短くしないこと。
- ② クールビズ期間（5月1日から10月31日まで）は、ブレザーおよびネクタイやリボンの着用

は自由とする。

- ③ 1年を通して、本校指定のベストまたはセーターを着用することができる。
- ④ 冬季の登下校時にはブレザーの上に前開きの防寒着、防寒具としてマフラーや手袋の着用を認める。ただし、白・黒・紺・茶・グレー系の華美でないものとする。
- ⑤ 靴はローファーまたは華美でない運動靴とし、厚底の靴・スリッパ・サンダルでの登校は禁止する。
- ⑥ 靴は自由とする。ただし、華美でないものとする。

IV. 頭髪について

- ① 頭髪は、清潔感のある髪型とする。
- ② 頭髪の染色・脱色・パーマなどは禁止する。また、ドライヤーやアイロンの使用によって髪色が明らかに変色した場合は、黒染めをさせる場合がある。ストレートパーマは禁止としない。
- ③ 特異な髪型（髪の毛にラインを入れたカットや、モヒカンなど）や付け毛、巻き髪などは禁止する。

V. 自転車通学について

- ① 自転車通学する場合は許可を受け、許可シールを後輪泥除けに貼ること。
- ② 岐阜県では、自転車保険へ加入することが義務とされているため、自転車保険への加入がない場合は自転車通学を認めない。
- ③ 岐阜県では、ヘルメットの着用が努力義務とされている。転倒時の頭部の損傷を防ぐため、ヘルメット着用を努めること。
- ④ スマートフォンや携帯電話を操作しながら、また、イヤホンやヘッドホンを着用して大音量で自転車を運転することなどは条例違反（罰則規定あり）となるので、絶対にしないこと。
- ⑤ 雨天時に傘をさして自転車を運転することは、条例違反（罰則規定あり）となるので行わないこと。雨天時にはレインコートやレインポンチョなどの雨具を利用するか、公共交通機関を利用すること。
- ⑥ 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を登下校で使用することは認めない。

VI. アルバイトについて

アルバイトをする場合は申し出をすること。ただし、午後 10 時には帰宅できるようにすること。また酒類の販売が中心である飲食店や、18歳未満入店禁止であるような店での就業は禁止とする。

VII. 安心して安全な学校生活を保つための禁止事項

以下の禁止事項を行った者に対して、その内容や程度に応じて懲戒指導を行う。なお、その措置に伴い、単位取得に必要なこと（面接指導への出席や課題の提出、単位認定試験の受験など）ができないことがあったとしても、学校がその責任を負うものではない。また、以下の事項にない問題行動が起きた場合にも懲戒指導を行う。違反行為に対する懲戒指導内容については、嚴重注意・訓告・特別指導・停学・退学とする。なお、その懲戒指導内規は別途定める。

- ① 法律や条例違反はもとより、教職員の注意指導に従わない行為。
- ② いじめや嫌がらせなど。（あくまでも被害者側の思いをもとに判断）

- ③ 脅しや強要などの行為や生徒間での多額の金品の貸借。
- ④ 服装および頭髪規定に違反する。
- ⑤ ピアス、ネックレス、指輪などの着用。
- ⑥ 化粧や眉ぞり（自然に生えている状態から明らかに細いもの）・爪の装飾・カラーコンタクト着用。
- ⑦ 入れ墨やタトゥー、またはそれに類する行為。
- ⑧ 香料をつけて登校すること、および校内での帽子等の着用。
- ⑨ SNSにおいて校内の映像・画像、個人情報などを許可なくアップすること。書き込みなどによる、他人や団体に対する誹謗中傷にあたる行為。
- ⑩ 二十歳以上の生徒であっても、本校の教育活動に参加するすべての場合においての喫煙や飲酒。
- ⑪ 成人した生徒（18歳以上）であっても賭け事を伴う遊技場への立ち入り。
- ⑫ 単位認定試験における不正行為（疑われる行為を含む）。
- ⑬ 指定場所（2階ラウンジ、普通教室、特別教室、中庭のベンチ）以外での飲食。
- ⑭ 休憩中などに校舎内において大音量で音楽を聴くこと
- ⑮ 許可を受けていない生徒のエレベーターの使用。
- ⑯ 学校施設から個人の電子機器への無許可充電。
- ⑰ 自動車、原動機付自転車、オートバイによる通学。
- ⑱ 故意による学校施設や備品・他人の所有物などの破損
- ⑲ 本校生徒以外の友人などを校内に誘致する。ただし、その必要がある場合は校長に申し出て事前に許可を受けること。
- ⑳ 校長の許可を受けずに校内で団体活動を行う、また印刷物などを校内に掲示または配布する等の行為。

VIII. 協力・依頼事項

原動機付自転車や自動二輪車の運転免許取得および乗せてもらうことについては、生徒の生命を守るという観点から原則禁止している。ただし、どうしても免許の取得が必要という場合は、生徒指導主事にその旨を申し出て、校長の許可を得ること。なお、普通・準中型自動車運転免許の取得については、3年次生はその旨を申し出て、学校の許可を得たうえで自動車学校へ通うこと。

IX. 18歳成人について

18歳から自己責任で各種の売買契約を締結することができるが、約款の内容をしっかりと確認するとともに、安易に借金したり、詐欺に遭ったりしないよう周囲の人に相談してから決めること。

X. その他

- ① 「せせらぎ相談室」（カウンセリングルーム）を設けているので、気軽に活用すること。
- ② 面接指導（授業）終了後、担任から清掃当番が選出された場合には、忠実に自己の責務を果たすこと。
- ③ 在校生は全員生徒会に入会し、別に定める金額を納入するものとする。
- ④ 卒業生は全員ぎふ国際高等学校同窓会に入会し、別に定める金額を納入するものとする。

XI. 選挙運動・政治的活動に関する禁止及び制約事項

- ① 満18歳未満の生徒（選挙権を持たない者）は、特定の政党や候補者を応援するなどあらゆる選挙運動・政治的活動（以下、「選挙運動」と表記）は公職選挙法により禁止されている。また、学校としても懲戒指導の対象とする。
- ② 満18歳以上の生徒（選挙権を持っている者）は、特定の政党や候補者を応援するなど選挙運動を行うことが認められているが、禁止事項や制約を受ける事項がいくつかある。
 - (ア) 教育活動中（放課時間も含む）における、学校内および学校周辺での選挙運動（直接の依頼やインターネットを利用した依頼など）は、学校の政治的中立を保つために禁止する。
 - (イ) 放課後や休日における校内での選挙運動についても、学校施設の目的外使用として禁止する。
 - (ウ) 放課後や休日における学校外での選挙運動については、保護者の理解のもとに原則自由であるが、校舎近くで行う場合は、正常な学校運営に支障が出ると判断した場合は禁止する。また、18歳に満たない者を動員したり、暴力的であったりする集会やデモに参加したりすることは禁止する。
 - (エ) 自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログに書き込む、選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する、選挙運動メッセージをSNSなどで広めること（リツイート・シェア等）などは認められているが、特定の政党や候補者を誹謗中傷することは禁じられている。
 - (オ) 電子メールを利用した選挙運動は禁止されている。また、候補者や政党等から送られてきた選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することも禁止されている。
 - (カ) 面接指導（授業）や特別活動を欠席して選挙活動に関わることは禁止する。
 - (キ) 選挙活動に没頭して、夜遅くまで頻繁に電話やSNSなどに書き込みをすることは本人のみならず、相手生徒の学業に支障をきたす恐れがあるので禁止する。